

○中井町小児医療費の助成に関する条例

平成7年9月13日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「小児」とは、満18歳に達した日以後最初の3月31日までにあ
る者をいう。

2 この条例において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をい
う。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を
維持する者

3 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と
事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、
かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のいずれか当該小児の
生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみ
なす。

5 この条例において「医療費」とは、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算
定方法（平成6年厚生省告示第54号）によつて算出された額（当該法令の規定に基づき
これと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によつて算定され
た額）をいう。

(対象者)

第3条 この条例により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」とい
う。）は、中井町の区域内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の
疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律
（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項に規定する小児の疾病又は負傷には、次の小児に係る疾病又は負傷は含まない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児

(3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる小児

（助成の範囲）

第4条 町長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

2 医療費の助成は、入院及び通院に係るものについて行うものとする。

（助成の方法）

第5条 医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が次条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによつて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（医療証の交付）

第6条 医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（届出義務）

第7条 医療証の交付を受けた者は、前条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第9条 町長は、偽りその他不正の行為によつて、この条例による医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成11年条例第11号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成についてはなお従前の例による。

附 則（平成13年条例第10号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成についてはなお従前の例による。

附 則（平成15年条例第6号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第8号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第22号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第6号）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受

ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第29号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第4号）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 改正後の中井町小児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。